

令和6年度報酬改定に伴う共同生活援助に係る基本報酬区分の改正等について

## 1. 基本報酬区分（共同生活援助サービス費等）の改正

### (1) 介護サービス包括型

新		旧		備考
区分	世話人の配置	区分	世話人の配置	
	改定により削除	I	4 : 1	-
	改定により削除	II	5 : 1	-
-	6 : 1	III	6 : 1	指定基準

#### ① 区分Ⅰ及びⅡを取得している事業所（令和6年3月31日時点）

令和6年度からは基本報酬としては評価されません。現時点で区分Ⅰ及びⅡの配置をしている事業所は自動的に6 : 1以上の配置をしているものとみなして取扱いします。令和6年4月1日時点で、6 : 1へ変更する届出は不要です。

#### ② 区分Ⅲを取得している事業所（令和6年3月31日時点）

引き続き、6 : 1以上の配置をしているものとして取扱いします。

今後、6 : 1以上の配置をする場合は、県へ届け出て人員配置体制加算を取得することが可能です。

### (2) 日中サービス支援型

新		旧		備考
区分	世話人の配置	区分	世話人の配置	
	改定により削除	I	3 : 1	
	改定により削除	II	4 : 1	
-	5 : 1	III	5 : 1	指定基準

#### ① 区分Ⅰ及びⅡを取得している事業所（令和6年3月31日時点）

令和6年度からは基本報酬としては評価されません。現時点で区分Ⅰ及びⅡの配置をしている事業所は自動的に5 : 1以上の配置をしているものとみなして取扱いします。令和6年4月1日時点で、5 : 1へ変更する届出は不要です。

#### ② 区分Ⅲを取得している事業所（令和6年3月31日時点）

引き続き、5 : 1以上の配置をしているものとして取扱いします。

今後、5 : 1以上の配置をする場合は、県へ届け出て人員配置体制加算を取得することが可能です。

(3) 外部サービス利用型

新		旧		備考
区分	世話人の配置	区分	世話人の配置	
改定により削除		I	4 : 1	-
改定により削除		II	5 : 1	-
-	6 : 1	III	6 : 1	指定基準
-	10 : 1	IV	10 : 1	H26.4.1において現に存する事業所のみ

① 区分Ⅰ及びⅡを取得している事業所（令和6年3月31日時点）

令和6年度からは基本報酬としては評価されません。現時点で区分Ⅰ及びⅡの配置をしている事業所は自動的に6 : 1以上の配置をしているものとみなして取扱いします。令和6年4月1日時点で、6 : 1へ変更する届出は不要です。

② 区分Ⅲを取得している事業所（令和6年3月31日時点）

引き続き、6 : 1以上の配置をしているものとして取扱いします。

③ 区分Ⅳを取得している事業所（令和6年3月31日時点）

引き続き、10 : 1以上の配置をしているものとして取扱いします。今後6 : 1以上の配置をする場合は、届出が必要です。

今後、6 : 1以上の配置をする場合は、県へ届け出て人員配置体制加算を取得することが可能です。

## 2. 人員配置体制加算の届出について

特例的に令和6年4月1日に遡って加算を算定する場合、令和6年4月19日（金）までに届出を提出（郵送または持参）してください。

長崎県 福祉保健部 障害福祉課 自立就労支援班  
〒850-8570 長崎市尾上町 3-1  
電話： 095-895-2455  
FAX： 095-823-5082  
メール： shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp